

■特定事業所集中減算の適用誤り、給付費を過大に算定

- ・居宅介護支援に係る「特定事業所集中減算」の適用誤りにより介護給付費を過大に算定していた事業所があるとする会計検査院からの指摘を受け、厚生労働省はこの減算の適否の確認の徹底などを市区町村に求める事務連絡を出した。
- ・厚労省によると、会計検査院が行った実地検査で全国の19市区などの26事業所で特定事業所集中減算の適用を誤っていたことが分かった。
- ・具体的には、26事業所で同減算の適用に係る割合を計算する際に、▽訪問介護サービスなどを位置付けた計画数(分母)を過大に集計▽訪問介護サービスなどに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)を過小に集計するなどして同減算の適用に係る割合が80%を超えなかった。そのため、同減算が適用されず介護給付費を過大に算定していた。
- ・主な要因として会計検査院では、居宅介護支援事業所が同減算の算定基準などを十分に理解していなかったことに加え、市区町村による事業所への指導が不十分だったことや同減算の適否についての確認が不十分だったことを挙げた。
- ・これを受けて厚労省は、主な発生要因について「紹介率最高法人」の割合の計算を誤っていたことによるものだと説明。その上で、事業所に注意喚起を行うよう市区町村に要請したほか、同減算の適用誤りが生じないように介護給付費の適正化に努めることなども求めた。
- ・都道府県に対しては、「居宅介護支援請求状況一覧表」を早期に市区町村に提供するよう各都道府県国民健康保険団体連合会に調整してもらい、その提供時期を市区町村に周知するなどして確認が速やかに行えるよう配慮を求めている。
- ・居宅介護支援の特定事業所集中減算は、公正中立なケアマネジメントを確保するためのルール。前6カ月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護などのサービスの提供総数のうち、正当な理由がなく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えた場合に1カ月当たり200単位が減算される。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1304 (居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について) (令和6年8月13日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001287813.pdf>